

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
<b>I 現状</b>	
<b>(1) 地域の災害等リスク</b>	
	当町では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「矢巾町防災マップ」を作成し、将来、主に次のような災害の発生を想定している。
(洪水：防災マップ)	当町の防災マップによると、北上川に隣接する徳田地区（高田、藤沢、西徳田、東徳田、間野々、土橋）の範囲で、特に東徳田の一部地域では、5m以上の浸水が予想されている。その他の地域では、最大で5mの浸水被害が予想されている。
	商業地区など26%の範囲で0.5m以上の浸水が予想されている。その中で、国道4号線に隣接する商業地域や誘致企業が多く立地する下田工業団地では、最大で5mの浸水被害が予想されている。
(土砂災害：防災マップ)	当町の防災マップによると、山間の煙山地区の一部は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、温泉地帯のため宿泊業、飲食業が集積している。また、広宮沢地区にある西部工業団地の一部では、土砂災害警戒区域に指定されている。
(地震：J-SHIS)	当町に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部（花巻断層帶）地震及び北上低地西縁断層群南部（出店断層帶）地震を想定し、海溝型地震については平成23年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定している。また、地震ハザードステーションの防災地図（J-SHIS Map）によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生すると言われている。
(その他)	町内には、一級河川岩崎川、太田川、大白沢川、芋沢川、見前川の各河川、その他普通河川として湯沢川、向田川、新川、小白沢川、宮手川等があり北上川に合流している。岩崎川流域では、これまでにも数々の水害に見舞われてきた。
	特に、平成25年8月9日の大雨においては土砂災害、岩崎川の氾濫に伴う住家の床上浸水や床下浸水等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この大雨により、当町では人的被害はなかったものの、住家被害が半壊43棟、床上浸水55棟、床下浸水368棟にのぼり、避難状況は1,621世帯（4,600人）であった。また、町内商工業者においては、床上浸水31事業所、床下浸水18事業所、機械設備等被害11事業所、下水排水の詰まりによる営業停止4事業所にのぼり、被害総額は3,000万円超であった。
(感染症)	新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症は、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。しかし、新型コロナワクチンによる予防接種や飲食店や小売店等に対する新型コロナウイルス感染症対策補助金による支援等の対策を行うことで重症化の阻止と蔓延防止を図っている。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,193人
- ・小規模事業者数 783人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業数	建設業	113	102	町内に広く分散
	製造業	65	48	町内に広く分散
	卸・小売業	428	188	町内に広く分散しているが卸売業は流通センター地区に集中
	運輸業	103	61	流通センター地区に集中
	サービス業	484	384	矢巾中心部に多いが町内に広く点在
	合計	1,193	783	

(令和元年経済センサスによる)

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

#### ①地域防災計画の策定及び防災訓練の実施

矢巾町の全域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、矢巾町防災会議において「矢巾町地域防災計画」を策定している。

町内地域での発生が想定される災害に対して、対策を実施する際の各防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱のほか、住民や事業所等の役割を明らかにしながら、必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧における対策について定めている。

これらの対策を総合的かつ計画的に推進することにより、自らを災害から守る「自助」の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る「共助」の適切な役割分担に基づき、これらが連携した防災協働社会の実現を目指すことを目的としている。

#### ②防災、感染症等対策備品の備蓄

矢巾町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料・生活必需品（主食、飲料水、粉ミルク、簡易トイレ、マスク、消毒液等）を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

#### ③矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び新型コロナウイルス感染拡大に備えた矢巾町業務継続計画の改訂

平成29年12月に策定した「矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症発生時において、町民生活に不可欠な行政サービスの提供と町民への感染拡大の防止及び感染予防の対策を図るため、町の業務を「応急業務」、「継続業務」、「縮小・延期業務」、「休止業務」の4つの業務に分類して対応するための基本的な考え方を提示した改訂を行っている。

## 2) 当会の取組

### ①災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災を始め台風等の自然災害の際は、巡回等により会員事業者の被災状況の情報収集を行い、被害状況を岩手県商工会連合会並びに矢巾町に報告している。

### ②事業者BCPに関する国の施策等の周知

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。

### ③BCP策定セミナーの開催

東京海上日動火災保険株式会社と連携した事業者BCP策定セミナーを開催し、いつ発生するか分からぬ災害等に対する備えが会社の存続にも大きく影響すること等の重要性、それに対する計画策定の必要性を周知することを目的に開催している。

### ④損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及及び加入促進を行っている。また、新型コロナウイルス感染症発生後には、東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進を行っている。

### ⑤防災、感染症等対策備品の備蓄

東日本大震災以降、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社と連携し被災者の生活を支えるために商工館内に備蓄水を設置している。また、新型コロナウイルス感染症発生後は、感染予防備品の備蓄を行っている。

### ⑥矢巾町が実施する防災訓練への参加及び協力

矢巾町では、あらゆる自然災害発生時において適切な行動を促進するために、定期的に町民を巻き込んだ防災訓練をコミュニティごとに実施している。当会では、小規模事業者に対して防災訓練への参加を会報等で周知している。

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進出来るノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知してきたが、まだ浸透していない状況にある。

### ①事業者BCPの策定支援

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する町全体の取組状況は、いまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

### **②策定支援スキルの向上**

職員の事業者B C P策定及びリスクファイナンスに関する支援スキルが不足しており、職員の資質向上に加えて専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

### **③応急対策に関する町と商工会の連携体制の整備**

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うことになっているが、両者の連携・協力体制が具現化されていない。

## **III 目 標**

矢巾町地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、町、商工会が一つになって取り組むこととし、特に、町内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のため、次の取組を行う。

### **①町内小規模事業者へのB C P策定支援の強化**

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のB C P策定支援を強化する。

### **②被害の把握・報告ルートの確立**

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

### **③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立**

発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
<b>(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間</b> （令和5年4月1日～令和10年3月31日）
<b>(2) 事業継続力強化支援事業の内容</b>
矢巾町商工会と矢巾町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。
<b>&lt;1. 事前の対策&gt;</b>
矢巾町地域防災計画及び平成29年12月に策定した「矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようする。
<b>1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知</b>
町内小規模事業者に対するB C P策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行う。
<b>①防災マップによるリスクの周知</b>
巡回経営指導時に、防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
<b>②広報等による啓発活動</b>
商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者B C Pに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
また、新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することも周知する。さらに、新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
<b>③事業者B C P策定に関する支援</b>
小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
また、事業継続の取組に関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
さらに事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
職員のB C P計画策定のスキルは、岩手県商工会連合会等の開催する研修等への出席を通じて研鑽していく。
<b>【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】</b>
■財産のリスク
◇火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
◇自動車運行に伴う事故の賠償補償
■休業のリスク
◇事業主・従業員の休業所得補償
◇災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- ◇取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- ◇事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- ◇廃業・退職後の生活資金積立
- ◇従業員の退職金積立

■自動車のリスク

- ◇自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

- ◇業務災害・ハラスメント等の監理者賠償責任補償

**2) 商工会自身の事業継続計画の作成**

当会の「危機管理マニュアル」を令和5年3月を目途に作成する。

**3) 関係団体等との連携**

連携する損害保険会社等から専門家を招聘し、職員向け研修会をはじめB C P策定セミナーや個別支援について、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー（損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を含む）を実施する。

また、感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

さらに、関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼やセミナー等の共催を依頼する。

**4) フォローアップ**

町内小規模事業者のB C P等取り組み状況の把握、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われるよう定期的にフォローアップを行う。

また、（仮称）矢巾町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

**5) 当該計画に係る訓練の実施**

自然災害（令和元年台風第19号及び平成23年東日本大震災地震クラス）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

## <2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

感染症においては、国内感染者発生後、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。さらに、感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、矢巾町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### ①発災後2時間以内に職員の安否を報告

当町のBCP、または当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際には、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

#### ■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
矢巾町産業観光課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
矢巾町商工会	【職員】発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を確認

#### ②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、当町、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

#### ■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
矢巾町産業観光課	課長	課長補佐
矢巾町商工会	事務局長	上席の経営指導員

#### ③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、矢巾町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

当会と当町との間で、安否確認や大まかな被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。方針決定は、当会と当町の2者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害発生状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。

さらに職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

### ■被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li><li>2) 被害調査・経営課題の把握業務</li><li>3) 復興支援策を活用するための支援業務</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li><li>2) 被害調査・経営課題の把握業務</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

### ■本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に2回（12時・17時）共有する
1週間～3週間	1日に1回（17時）共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回（17時）共有する
1ヶ月以降	2日に1回（17時）共有する

### ■当町で取りまとめた「矢巾町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

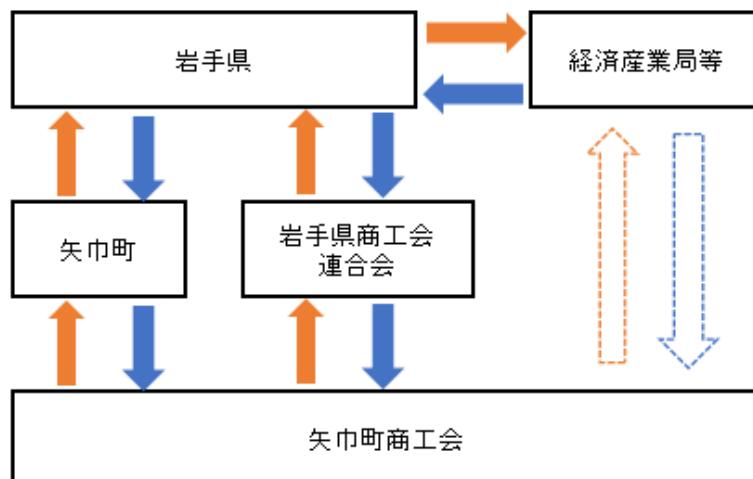
自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。また、感染症流行の場合、国や岩手県からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当会又は当町より岩手県へ報告する。

#### 1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、矢巾町地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

■連絡体制図



#### 2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するため、被災地域で活動を行うことについては、矢巾町事業継続力強化支援協議会長（町産業観光課長）が矢巾町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

#### 3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

##### ①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通で用いるものとする。

##### ②被害額の算定の対象

矢巾町防災地域計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

##### 【非住家被害】

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

### **【商工被害】**

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

#### **4) 共有した情報の報告方法**

当会と当町が共有した情報を当会は、岩手県商工会連合会へ、当町より岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

### **<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>**

地区内小規模事業者に対して次のとおり支援する。

#### **1) 相談窓口の開設方法**

相談窓口を開設する方法については、矢巾町と相談する。また、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

#### **2) 相談窓口の設置場所**

安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

#### **3) 相談窓口での確認事項**

地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

#### **4) 有効な被災事業者施策の周知**

応急時に有効な被災事業者施策（国や岩手県、矢巾町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### **5) 感染症への対応**

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### **<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>**

地区内小規模事業者に対して次のとおり支援する。

#### **1) 復興支援の方針**

岩手県及び矢巾町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

#### **2) 被災規模が大きい場合の支援方法**

被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

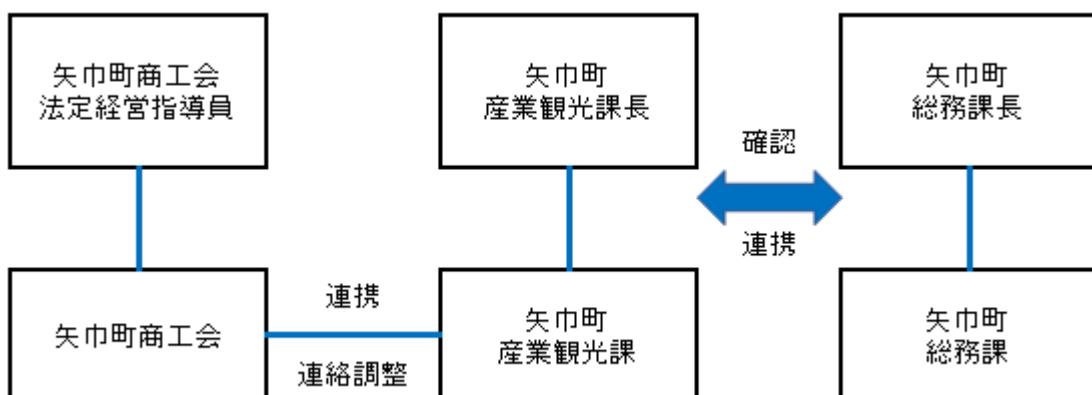
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

**(1) 実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



**(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山田 徳浩、及川 秀行（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

商工会の各法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取組や実行を行うものとし、隨時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業者B C Pの策定支援等の進捗状況を管理し、四半期ごとに進捗状況を共有する。

また、他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する。

年1回、(仮称)矢巾町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

**(3) 商工会、関係市町村連絡先**

①商工会

矢巾町商工会

〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割261番地  
TEL：019-697-5111 / FAX：019-697-5115  
E-mail：yahaba@m7.dion.ne.jp

②関係市町村

矢巾町産業観光課

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地  
TEL：019-697-2111 / FAX：019-697-3700  
E-mail：sangyosinko\_skb@town.yahaba.iwate.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、矢巾町補助金、岩手県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし